

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 義務教育費国庫負担法の一部改正（第一条関係）

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。（義務教育費国庫負担法第二条及び附則第二項関係）

第二 公立養護学校整備特別措置法の一部改正（第二条関係）

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。
。（公立養護学校整備特別措置法第五条及び附則第六項関係）

第三 その他

一 施行期日等（附則第一条及び第二条関係）

1 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。

2 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十

五年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十四年度以前の年度に係る経費につき平成十五年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。

二 地方財政法の一部改正（附則第三条関係）

共済費長期給付に要する経費が国庫負担の対象外とされることに伴う改正を行うこと。（地方財政法

第十条及び附則第三十四条関係）

三 地方公務員等共済組合法の一部改正等（附則第四条及び第五条関係）

1 共済費長期給付に要する経費が国庫負担の対象外とされることに伴い、地方公務員共済組合連合会の長期給付積立金に係る財政融資資金への預託義務を廃止すること。（地方公務員等共済組合法第三

十八条の八関係）

2 1に伴い、地方公務員等共済組合連合会の長期給付積立金に係る財政融資資金への預託金に関し、所要の経過措置を定めること。

四 その他所要の規定の整備を行うこと。